

## 津市り災証明事務処理要領

平成18年1月1日消防本部訓第38号

(趣旨)

第1条 この要領は、津市り災証明事務処理要綱（平成18年津市消防本部訓第37号。以下「要綱」という。）に基づき、り災証明事務の処理要領に関し必要な事項を定めるものとする。

(その他の災害)

第2条 要綱第2条第2項に規定する「その他の災害」とは、津市消防業務規程（平成18年津市消防本部訓第45号）第14条第1項第2号に規定する火災以外で出勤した災害とする。

(申請人の範囲)

第3条 要綱第4条に規定するその他証明者が適当と認める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 担保権者及び保険金受取人
- (2) 申請人となるべき者が死亡し、又は負傷したことにより、申請することができない場合の親族
- (3) 独り暮らしの老人等が被害を受けたことにより、申請することができない場合の親族
- (4) その他前3号に規定する者と同様であると証明者が認める者

2 同居親族は、その者が所有者、管理者又は占有者のいずれかに該当する場合に、自らが申請することができる。

(申請)

第4条 要綱第5条第1項に規定するり災証明申請書の提出を受けるときは、次の事項に留意すること。

- (1) 所有者等の申請者が申請し、家族等の使者が提出した場合（申請人の印鑑を持参して申請する場合を含む。）は、申請人の意思表示を伝達するにすぎないので、委任状及び代理人の表示を要しない。
- (2) 申請人が記載することができない場合は、申請人の申請に基づき、証明事務担当者が代筆することができるものとする。
- (3) 申請書に押印することができない場合は、原則として左手第2指による指印をさせるものとする。

(4) 外国人が申請する場合で、印章を持っていないときは、サインにより申請させることができるものとする。

(5) 外国人が申請する場合は、サイン以外は日本語で記載させること。

2 代理人が申請する場合は、申請書の申請人の欄には、証明を必要とする者の住所、職業、氏名および電話を表示させること。この場合、申請人の押印は、要しない。

(申請書の記載要領)

第5条 要綱第5条第1項に規定する申請書の記載要領は、別記1の記載例によるものとする。

(委任状)

第6条 要綱第5条第2項第2号に規定する委任状は、別記様式によるものとする。ただし、記載内容が同一であれば異なる様式でもよいものとする。

(委任状の提出を要しない場合)

第7条 要綱第5条第2項第2号ただし書きに規定する委任状の提出を要しない場合の代理人とは、次のとおりとする。

(1) 申請人の配偶者及び同居親族

(2) その他前号に規定する者と同様であると証明者が認める者

(追加発行)

第8条 要綱第7条に規定する申請者の記入については、次のとおりとする。

(1) その他必要な事項欄に、提出先、使用目的及び部数

(2) 経過欄に、再発行の申し出があった日時及び処理した職員の氏名

(証明書の利用目的)

第9条 要綱第10条に規定する証明書の乱用を防ぐため、別紙2（火災によるり災後の各種手続き）を参考にして、利用目的を確認し願出人等から相談があった場合は対応する。

(証明書等改ざん防止及び訂正)

第10条 申請書及び証明書の文字は、改ざん防止又は訂正の方法は、次のとおりとする。

(1) 文字は、改ざんしてはならない。

(2) 文字を訂正したときは、訂正部分に2本線を引き、その上部に正書して、抹消した文字は、明らかに読めるようにしておくものとする。この場合、証明書については、当該行の右側欄外に「○字抹消○字加入○字訂正」と記載し、証明者の公印を押印するものとし、申請書については、申請人又

は代理人の訂正印を押印させておくものとする。

(火災の証明書の記載要領)

第11条 要綱第12条に規定する火災の証明書の記載要領は、次に掲げる要領で行うものとする。記載要領は、次に掲げる要領で行うものとし、別紙の記載例によるものとする。

- (1) 証明番号の欄は、暦年ごとの一連番号を記載するものとする。
- (2) 日時 日時の欄は覚知時刻を記入する。ただし、出火推定時刻とすることもできる。

例 ① (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 覚知  
② (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ 出火推定

- (3) 場所 り災場所又は災害発生場所を記入する。

例 ① 住居表示の場合 「〇〇-〇〇」→「〇〇番〇〇号」  
② 番表示の場合 「〇〇-〇〇」→「〇〇番地〇〇」

- (4) 証明内容の記載要綱

- 例 ① 火災により〇〇造〇〇階建の建物が燃えた。(建物火災)  
② 火災により〇〇造〇〇階建住宅が燃えた。(建物火災)  
③ 火災により〇〇造〇〇階建の建物の一部が燃えた。(建物火災)  
④ 火災により〇〇造〇〇階建の建物の収容物が燃えた。(収容物のみの証明)  
⑤ 火災により〇〇造〇〇階建の建物の〇階がぬれた。(水損)  
⑥ 火災により〇〇造〇〇階建の建物の一部がぬれた。(水損)  
⑦ 火災により自動車〇台が燃えた。(車両火災)  
⑧ 火災により〇〇が燃えた。(その他の火災)  
⑨ 爆発により〇〇造〇〇階建の建物が燃えた。(建物の爆発)  
⑩ 爆発により〇〇造〇〇階建の建物が壊れた。(建物の爆発)  
⑪ 爆発により〇〇が燃えた。(その他の爆発)  
⑫ 爆発により〇〇が壊れた。(その他の爆発)  
⑬ 爆発により自動車〇台が壊れた。(爆発)  
⑭ 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ〇〇町〇〇番地(又は付近)で爆発事故があった。  
⑮ 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ〇〇町〇〇番地先道路(又は空地)で〇〇〇〇の漏えい事故があった。(危険物等の漏えい)

第 1 2 条 要綱第 1 4 条に規定する同等以上の効力があると認めるときは、火災に伴う関係機関への連絡等の取扱いについて（平成 1 8 年 1 月 1 日予防課長通知）の規定により処理する場合とする。

附 則

この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

平成 18 年 1 月 1 日

消 防 署 長 様

予 防 課 長

火災に伴う関係機関への連絡等の取扱いについて（通知）

火災の発生に伴い、り災関係者は災害に関係する行政関係への申請等を要する場合があります、このことにより消防機関に「り災証明書」等の交付申請を行っている。

しかし、火災の発生直後は、早期復旧を望んでおり、また消防機関としても業務の迅速化を図る必要がある。こうしたことから、関係機関に対する連絡について、次のとおり取扱うこととし、平成 18 年 1 月 1 日から運用するので、管下職員に周知するとともに遺漏なきようされたい。

## 記

### 1 対象業務

#### (1) 白銀環境清掃センター関係

白銀環境清掃センター使用料減額及び免許申請は「り災関係連絡票」にて FAX で連絡するものとし「り災証明書」の交付は行わない。

#### (2) 津市役所福祉課管理担当関係

災害見舞いに関する連絡にあつては、「り災関係連絡票」にて FAX で連絡する。

#### (3) 津市市民課戸籍担当関係

り災者の氏名等について、照会、確認の必要がある場合は、「り災関係連絡票」にて FAX する。

### 2 基準及び留意事項等

火災原因損害調査の実施後、判明している事項を「り災関係連絡票」（別紙）に記載し、必要に応じ下記の該当する機関へ FAX で連絡又は照会する。

#### (1) 基準

ア 今回の「り災関係連絡票」の送付は、上記事項の関係から、原則として『焼損程度が部分焼以上の建物火災』から運用する。

イ 災害は、多種多様である為、災害の状況に応じ弾力的に運用すること。

#### (2) 留意事項

ア 白銀環境清掃センター関

(ア) 使用料の減免基準を行う判断は、当機関でないものの、未連絡のため市民に不利益が生じる場があるので留意すること。

(イ) 火災の種別及び焼き物によって、減免基準の判断が影響される可能性があるので、り災関係者に説明し、関係機関の指導を仰ぐものとする。

イ 津市福祉課管理担当関係（火災発生時に連絡する場合）

津市災害見舞金等の支給に関する条例施行規則第 3 条の規定に基づく「住居の

2割以上の焼失した場合」が該当するが、当機関の実施している火災報告取扱要領の中の焼損程度とは「建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもの」となっていることから、相違があるため、この点を留意し、FAXにより連絡する。

なお、津市災害見舞金等の支給を行う判断は、当機関でないものの、未連絡のため市民に不利益が生ずる場合があるので留意すること。

ウ 津市市民課戸籍担当関係（り災者の氏名等の照会確認する場合）

火災の発生に伴いり災者等（り災者・発見者・通報者・消火協力者）の氏名等を確認する必要がある場合、FAXにより照会し、確認を得る。

### 3 その他

処理後は、り災関係連絡票の「欄外」に処理済みの旨を付記し、火災原因損害調査の責任者及び関係する担当に連絡しておくこと。

記載要領

ア 別添記載例による。

イ 所有・管理・占有権の異なるり災物件の場合については、様式を追加する。

ウ り災概要等及び関係者が記入できない場合は、様式を追加する等適時運用する。

エ り災関係者のうち被害を受けていない①発見者②通報者③消火協力者などについては、その旨を備考欄に記入すること。

## り 災 関 係 連 絡 票

平成 年 月 日	:	平成 年 月 日
FAX 枚数 - /		FAX 枚数 - /
<input type="checkbox"/> 津市福祉課 管理担当 ( )		<input type="checkbox"/> 津市〇〇消防署 ( )
TEL 229-3150		TEL
FAX 229-3334	←	FAX
<input type="checkbox"/> 津市市民課 戸籍担当 ( )		<input type="checkbox"/> 津市〇〇消防署 ( ) 分署 (遣) 所 ( )
TEL 229-3144		TEL -
FAX 229-3334		FAX -
<input type="checkbox"/> 津市環境管理課 管理担当 ( )		
TEL 229-3139		
FAX 229-3354		

- 次のとおり、火災がありましたので連絡します。
- り災関係者の戸籍上の氏名・生年月日について、照会しますので、確認のうえ回答願います。

### 記

連 絡 内 容	
1	発生日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 覚知
2	り災場所 (所在地/名称) ( )
3	り災概要 (用途/規模) ( )

確 認 内 容 (り災関係者)			
		記 入 欄	※ 確 認 欄
1	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 生
	住 所		
	備 考		
2	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 生
	住 所		
	備 考		
3	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 生
	住 所		
	備 考		

処理済記入欄：

り 災 関 係 連 絡 票 記載例

平成 年 月 日 : 平成 年 月 日  
 FAX 枚数 - / FAX 枚数 - /  
 津市福祉課 管理担当 ( )  津市〇〇消防署 ( )  
 TEL 229-3150 TEL  
 FAX 229-3334 ← FAX  
 津市市民課 戸籍担当 ( )  津市〇〇消防署 ( ) 分署 (遣) 所 ( )  
 TEL 229-3144 TEL -  
 FAX 229-3334 FAX -  
 津市環境管理課 管理担当 ( )  
 TEL 229-3139  
 FAX 229-3354

- 次のとおり、火災がありましたので連絡します。  
 り災関係者の戸籍上の氏名・生年月日について、照会しますので、確認のうえ回答願います。

記

	連 絡 内 容
1	発生日時 平成 18 年 1 月 10 日 ( 日 ) 11 時 00 分覚知
2	り災場所 (所在地/名称) (1) 津市寿町 14 番 20 号 太田商店/ハイツ寿
3	り災概要 (用途/規模) (1) 店舗併用住宅 約 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> の内 1 0 0 m <sup>2</sup> 焼き

	確 認 内 容 (り災関係者)		
	記 入 欄	※ 確 認 欄	
1	ふりがな	おおた しろう	
	氏 名	太田 四朗	
	生年月日	昭和 1 1 年 1 1 月 1 1 日 生	年 月 日 生
	住 所	津市寿町 14 番 20 号	
	備 考	所有者	
2	ふりがな	あいだ いちろう	あいだ いちろう
	氏 名	相田 一郎	相田 一郎
	生年月日	(不明) 年 月 日 生	大正 1 2 年 3 月 1 日 生
	住 所	津市寿町 14 番 20 号 2 階 201 号	津市寿町 14 番 20 号
	備 考	占有者	
3	ふりがな	うちだ かずお	
	氏 名	内田 和雄	
	生年月日	昭和 3 1 年 7 月 2 2 日 生	年 月 日 生
	住 所	津市寿町 14 番 20 号	
	備 考	通報者	

処理済記入欄 : 1 月 10 日 16 時 FAX 済み



## り 災 関 係 連 絡 票 (続紙)

FAX 枚数－ /

FAX 枚数－ /

	連	絡	内	容
1	発生日時	平成	年	月
				日 ( )
				時
				分
				覚知
2	り災場所 (所在地/名称)			
	( )			
3	り災概要 (用途/規模)			
	( )			

確 認 内 容 (り災関係者)		
	記 入 欄	※ 確 認 欄
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
	備 考	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
	備 考	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
	備 考	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
	備 考	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
	備 考	